

令和 8 年 9 月 吉日
山梨県民信用組合

お客さま各位

各種規定の改定について

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当組合では、手形・小切手の全面的な電子化への取組みとして、令和 8 年 9 月 30 日をもって、手形・小切手の最終振出期限の設定ならびに他の金融機関を支払地とする手形・小切手の入金および代金取立の受付を終了することに伴い、各種規定を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定日前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますのであらかじめご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定(一般)
- (2) 普通預金規定(無利息型普通預金を含む)
- (3) 貯蓄預金規定
- (4) 納税準備預金規定
- (5) 後見制度支援預金規定
- (6) 証書式定期預金共通規定
- (7) 通帳式定期預金共通規定
- (8) 定期積金規定
- (9) 通知預金規定

2. 改定日

令和 8 年 10 月 1 日(木)

3. 改定内容

[新旧対照表](#)をご参照ください。

以 上

《本件に関するお問い合わせ先》

山梨県民信用組合 事務部 TEL 055-220-7841

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:15(祝日・12/31～1/3 は除きます。)